

第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画 策定業務委託仕様書

1 業務名

第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画策定業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託場所

西海市役所

4 業務内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、令和9年度から令和11年度までを期間とする第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画の策定業務を行う。計画の策定にあたっては、国・県の動向に注視し、本市の障がい者(児)福祉の現状を把握、課題の抽出を行うことにより、本市が目指すべきビジョンを明確化し、当該ビジョン達成のための施策を企画立案する。

なお、本業務の実施にあたっては、国の基本指針(障害者総合支援法第87条)に即するとともに、以下に示す関係計画と整合調和を想定することとする。

- ① 西海市総合計画
- ② 西海市地域福祉計画
- ③ 子育て並びにその他関連する福祉の個別計画
- ④ 長崎県障害者基本計画

(1) 現状分析、課題抽出

① 基礎的な地域データおよび資料の整理分析

障がい福祉をめぐる施策動向、本市の概要及び社会経済特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者(児)の現況動向及びサービスの利用状況等について、西海市が提供するデータや資料を基に現状を分析し、地域が抱える課題の抽出を行う。

② 現計画の進捗状況の分析

現計画である第7期西海市障がい福祉計画・第3期西海市障がい児福祉計画(令和6～8年度)の進捗状況の分析を行う。

(2) ビジョンの明確化、施策の企画立案

「(1) 現状分析、課題抽出」で得られた本市の現状・課題から、これから本市が目指すべき

ビジョンについて明確化し、ビジョン達成のために必要な施策の企画立案を行う。

(3) 計画目標量の設定

計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(4) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた第8期西海市障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案について、本市WEBサイト等を活用したパブリックコメントを実施する際の実施手法等の助言を行う。また、パブリックコメントで得た意見等の検討、計画素案の修正を行う。

(6) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回開催予定）の運営について、資料の作成、会議への出席、委員意見の取りまとめ、委員意見等を反映した計画案の修正及び会議要点記録の作成による支援を行う。

(7) 障がい者施策に係る先進事例の提供及び例規・関連法令の情報提供

今後の計画策定に伴う施策を検討する際の資料とするため、全国自治体の特色ある福祉施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口などの基本情報はもとより、施策の担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を提供すること。

また、障がい分野や福祉全般の関連法令の改正に伴う例規（条例、規則・規程・要綱等）について、関連法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備・解説など、本市に必要となる情報提供を随時行うものとする。

5 成果品

(1) 成果品の提出

- ① 計画書（4色、100頁程度）A4判：100部
- ② 上記①の電子データ（Word、PDFデータをCD-ROM等の記録媒体に格納）：一式

(2) 納品場所：西海市役所 福祉課

6 その他

(1) 委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。

(2) 業務遂行に関しては、本市の独自性を考慮し、特色ある計画となるよう配慮するとともに、本市と

緊密な連携を保ち策定作業を円滑に進めること。

- (3) 業務遂行に関する本市との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず進捗に応じ月1回程度は行うこととし、本市の要請に対し迅速に対応するものとする。
- (4) 業務遂行にあたり個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩のないような実施体制を整えること。また、業務遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の成果は全て本市に帰属するものとし、業務終了後もみだりに公表してはならない。
- (5) 業務遂行に必要な資料等の収集は、本市と受託者が協力し行うものとし、両者間の資料の受け渡しは、紛失等に細心の注意を払い行うものとする。
- (6) 成果品の作成については、本市と協議のうえ実施するものとする。
- (7) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と受託者が協議のうえ、本業務内容を変更することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事柄については、本市と受託者が協議のうえ、本市の指示に従うものとする。